

はじめに①、

スイミングプールを運営する上で、人件費・家賃の次に水光熱費のコスト比率が非常に高い事は承知の通りです。新型コロナウイルス影響に加えて今般の世界情勢の急激な変化に伴い、ほぼ全ての分野で物価高騰が生じ、同じくネルギー分野(<mark>電気・ガス・水道・燃料)でも価格が高騰</mark>しております。水光熱費前年対比125%~150%とも言われております。

スイミングスクール部門に於いては、スクール料金の若干の値上げ等で厳しい状況は変わらないがなんとか凌いでいるかと思います。しかしスクール事業をされていない総合型スポーツクラブでは、プールの利用料は月会費に含まれており水光熱費増はそのまま支出増に加算され、非常に厳しい収支に追い込まれます。

小中学校のプール運営については、上記に合わせて温暖化(猛暑)の影響で夏場での屋外カリキュラムの変更を余儀なくされ、熱中症対策に対する影響やその他様々な問題が顕著に表れております。

そこで、<u>「プール」の事業転換</u>する選択肢もご検討すべきかと思います。





「プール」を「フットサル&多目的広場」に用途変更!

はじめに2、

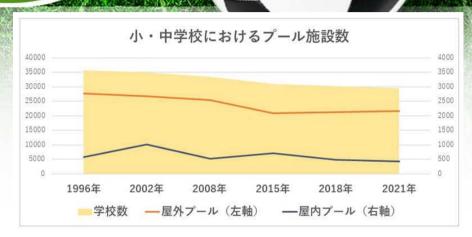
学校のプールが普及したのは、1964年の東京オリンピックを前にした1961年、スポーツ振興法が制定され、国が学校のプールに建築補助金を出したことがきっかけといわれている。つまり、この時代に設置された学校のプールはすでに50~60年という時を経ており、どこも老朽化という大きな課題を抱えているのだ。

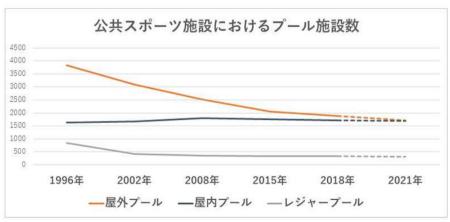
多くの人が親しんだであろう学校・公営プール環境は、この20年ほどの間で大きく変わってきている。スポーツ庁が公表した「令和3年度体育・スポーツ施設現況調査の中間報告(速報値)」によれば、全国の小・中学校に設置されているプール施設数は約22,036か所となった。25年前の1996年からは約6千か所の減、小中学校に設置されている割合も5ポイントの減となっている。さらに減少幅の大きいのが公共スポーツ施設に設置されているプール、いわゆる公営プールで、1996年から約4割減の3,914か所となっている</u>(令和3年度の速報値が公表されていないため、平成30年度の調査結果)。

公立の学校施設は第2次ベビーブーム世代の増加に伴い、1970年代から80年代半ばにかけて多く建設された。公営プールもまた、60年代から全国的な整備が進み、バブル期に計画・建設された80年代半ばから90年代半ばにピークを迎えた。また、子どもの数は1982年から40年連続で減少し、市町村合併や地方の過疎化、学校統廃合なども進行した。

小学校屋外プールの設置率87%、中学校は同65%である(2021年10月1日当時)。 2018年と小学校94%、中学校73%であることを踏まえると、たった3年間でいかに学 校の屋外プール設置率が急減している

そうしたなか、自治体や学校の現場では、急務となっている老朽化対策も含めて、 どのような課題に直面しているのか。また、運用面ではどのような工夫をしている のか?





はじめに③、

建替や大規模改修の時期を迎え、プール設置ありきではなく多様な観点からの検討・評価が行われ、プール授業のあり方そのものから見直されているケースも少なくない。安全確保のために複数の教員配置を行わねばならない授業編成上の難しさ、指導や維持管理に対する教員の負担感、ほとんどが夏休みを除いた6月~9月にしか授業が出来ない屋外プールの特性、それ故に猛暑や豪雨といった天候に左右される近年の状況、学校施設のなかでも一般・地域開放が進んでいない現状などが、主な課題として挙げられる。これらに、一昨年来の新型コロナウイルス対策が追い打ちをかけている。

【学校プールの拠点化】 近隣数校で拠点校となる学校のプールを共同利用するもので、複数校のプール施設の整備・維持が不要となることから、大幅なコスト 削減効果が見込まれる。また、維持管理についても拠点校に依存することのない体制が考慮されている。他方、移動手段や介添の確保が新たに必要となる、拠 点校が屋外プールの場合に天候によっては学校間の授業調整がより煩雑になるなど、教員の負担増を招いているケースも見受けられる。

【公営プールの活用】公営プールを近隣数校で共同利用するもので、これも複数校のプール施設の整備・維持が不要となることから、大幅なコスト削減効果が 見込まれる。加えて、維持管理は通常通りの運営者が担うことから、この点での学校及び教員の負担は解消される。また、公営プールが屋内温水プールの場合 には授業可能時期が拡大するほか、児童・生徒の身体に与える負荷も軽減される。他方、自治体内の公営プールが限られる場合、すべての学校に展開するのは 現実的ではない。また、「場所借り」のみで安全管理や指導は教員が担う場合、人的配置の困難さや教員負担の軽減効果は限定的である。

【民間プールの活用】民間プールを近隣数校で共同利用するもので、指導・安全管理及び維持管理は通常通りの運営者が担うことから、この点での学校及び教員の負担は大きく軽減されるとともに、インストラクターの専門的な指導も受けられる。また、ほとんどが屋内温水プールのため、授業可能時期が拡大するとともに児童・生徒の身体に与える負荷も軽減される。他方、全国的に見て民間プールは公営プールの半数以下であるとともに、存在する場所にも偏りが見られるため、恩恵を享受できるのは一部の学校に限られる。また、利用する児童・生徒の人数や回数、委託費の設定によっては、施設減によるコスト削減効果が相殺される可能性もある。

上記の通り、メリット(効果)とデメリット(懸念)の双方があり、どれかに方針を一本化できるのは環境に恵まれた一部の自治体のみである。実際には、自 治体の実情及び環境を踏まえながら上記及び1校1プールをミックスさせた取り組みが現実的であり、そうしている自治体が多い。

<u>【水泳授業の一律廃止】</u>先に挙げた学校設置基準及び学習指導要領の記載を踏まえ、水遊びや水泳の心得や事故防止等については教室での座学で学ぶこととし、 実技授業については廃止するものである。この数年、自治体レベルで廃止を決定したところが散見される。

はじめに4、

東京都内53自治体のうち、およそ2割にあたる13自治体では、学校の水泳授業で校外プールの利用や教員ではなく指導員による水泳指導を進めているという。都内53 自治体のうち、およそ2割にあたる13自治体では、学校の水泳授業で校外プールの利用や教員ではなく指導員による水泳指導を進めているという。

例えば多摩市では市内17の全小学校で、校外の屋内温水プールを利用している。学校からプールへの移動で時間はロスするが、天候に左右されることなく授業を行うことができ、紫外線や熱中症などの心配もない。教員ではなく専門性の高い指導員の水泳指導が受けられるということで、肯定的な声も多いようだ。

他方で、北海道函館市では、コロナ禍に入ってから3年間中止していた小学校でのプール授業を、2023年度も中止すると6月に発表した。理由は、プールのない学校の子どもたちをプールのある学校まで送り迎えするバスの運転手が確保できなかったことだという。初めてや久しぶりの水泳授業を心待ちにしていた子どもたちからは悲鳴が上がったが、プールのある学校だけで水泳授業を行うと「教育格差が生じる」ことから、全体的に中止という判断となったという。同様に、福井県の鯖江、中央、東陽の各市では中学校の老朽化した学校プールの廃止を決め、水泳の実技授業を取りやめた。

学校プール製造大手が事業撤退

学校プールの廃止や水泳授業の中止に加え、コロナ禍の需要減少のあおりを受け、学校のプール製造では大手「ヤマハ発動機」がプール事業から撤退することも2023年7月に報じられた。軽量で強度の強いFRP(繊維強化プラスチック)製では学校のプールでトップシェアを誇ってきたが、2022年度にはプール事業は赤字に転落していたという。学校プールを供給できる企業は他にもあるが、大手であっても学校プール事業で採算が取れなくなっているというのは衝撃的だ。学校のプール事業は斜陽を迎えつつあるということだろうか。プールをめぐる教職員や保護者の費用負担、労働負担を踏まえつつ、水泳授業の意義とゆくえについて不透明感が増している。



プール――それには想像以上の費用負担と労働負担がある。費用負担でいえば水道代や衛生的に保つための薬剤、その設備もあるし、保護者側では水着や帽子などもある。高等学校では水泳の授業は必須ではないため、プールがない学校も多い。しかし、義務制の多くの学校にプールがあり、その維持管理の多くは教職員に任されているし、水着等は保護者の負担に任されている。

まず、プール設備の管理から考えると、水泳指導を実施しない時期(夏季以外)でも水は抜いてはならない。水を張っておかないと日光や紫外線により、内部が劣化してしまうため、それを防ぐという学校施設設備の管理上の問題もあるが、消防水利としての問題が大きい。消防水利とは消防に活用する水の利用である。消防水利については消防法第20条第1項により消防庁が勧告し、そのなかに「プール」が含まれている(消防水利の基準)。学校のプールも例外ではなく、水泳指導の時期以外でも水を抜くことなく管理が必要となる。また、災害や非常事態に生活用水として使用されることも想定されている。そのため、清掃などにより一時的でも水を抜くときは所管の消防署へ連絡が必要になる。

水を抜くといえば、その直前に水泳指導以外でも重要な役割をプールは果たす。小学校では理科や生活科の授業で水生昆虫を採取するという活用場面があるのだ。多 くの学校ではその時期にヤゴを採取し、学習の時間を設けている。少々話が脱線したが、プールには直接的意義の他にこのような間接的な意義も含まれてくる。

⇒※学校プールが多目的フットサル施設になるのであれば、プールの給水設備を消火栓に置き換えれば消防水利として利用可能である。

また、災害や非常事態での生活用水としての利用はプールのオフシーズン中での水中の藻類やその他様々な汚染物質の増殖を考えると非常に危険である。

水の入れ替えに1回20万円程度

水の入れ替えには相当な費用がかかる。25mプールで約300立方メートルの水が必要になり、20万円程度が必要となるのだ。お風呂のように毎回水を入れ替えることはできず、シーズン中は水質を一定水準まで維持することが必要となる。

24時間フルタイムで濾過機を稼働させ、管理している。気が付かないうちに故障をした場合は水の入れ替えが必要なほど水質は悪化していく。そのため、シーズンごとに維持費(消耗品交換代や技術料等)で数十万円、その外にも必要な薬品等(塩素や珪藻土)で十数万円かかってくる。

はじめに6、

教員の操作ミスで漏水、教員が私費賠償のケースも

これらは公費と呼ばれる自治体が負担する費用とされるが、教職員の過失による漏水(止め忘れや操作ミス)の場合は教職員の私費で賠償とされる場合もある。中学校の場合は保健体育科という限られた教員で管理しているため操作等にも慣れているが、小学校は学級担任が交代で管理している場合もあり(その年、たまたま体育主任に充てられた教員という場合もある)、漏水事故は小学校に多くみられるようだ。

この問題は最近でも報道があった。教員の操作ミスにより、数日間にわたり漏水が起こった分の水道料金を自治体が教員に弁償(半額)を求めた事件である。ほかに は、自治体が全額負担(公費)、教員が全額負担(私費)というパターンも存在している。教員個人が私費で賠償するパターンも少なくないため、賠償保険をかけて いるケースがみられるようになった。

しかし、公務員である教員はその公権力行使による職責で「過失によつて違法に他人に損害を加えたときは」自治体が賠償の責任をもつと国家賠償法により定められている(第1条第1項)。ただし、「重大な過失があつたときは」その本人に求償する=賠償を求めることができるとされている(同条第2項)。

今回の場合「違法に他人に」というわけではなく自治体への「損害」であり、ストレートに適用されるわけではないが、その主旨を鑑みるならば公費保障が妥当であ ろう。

プールの管理に関しては設置者による丁寧な研修が施されている場合は少ないし、各校により管理方法(水道の系統や濾過機の操作等)は大きく異なっている。それ を管理職が熟知している場合も少なく、実質的に管理している事務職員でも同様である。このような状態で「重大な過失」とされることには問題を感じる。

ただでさえ、教科指導以外の専門外について、教員だからという理由で施設設備の管理を担うような仕事が多い。複雑なプールの管理を現場任せにする自治体こそ「重大な過失」があるといえるのではないだろうか。こうした事故はこれまでも何度もあり、これからも続く可能性がある。排水栓・給水栓の締め忘れを防止するためのセンサーや警報器などの開発・設置を行政として進める必要があるだろう。

年数時間の水泳授業のための保護者負担

また、保護者の負担も大きい。水道代こそ私費に転嫁されていないが、指定の水着や帽子という一般的な負担に合わせてラッシュガードや腰に巻くタオルなども学校からあっせんされることは多い。すべてそろえれば5000円程度の費用がかかるだろう。

また、場合によってはゴーグルやサポーターも必要であるし、もちろんすべて私費負担=所有物が前提となる。天候にも左右され、年間数時間しか行われない水泳授業のための負担としては、大きいだろう。教員に子どもの氏名がすぐわかるように、帽子と水着に大きなゼッケンを縫い付けたり貼り付けたりする必要もある。もちろん数回しか水着を着なくても、身体が大きくなれば買い替えが必須となる。プールで使う共有物=公費負担は、設備を除けば、前に述べた管理用品や水、コースロープやビート板くらいである。

はじめに⑦、

水泳の実技は必須ではない

そもそも、水泳の授業は小学校や中学校の教育課程上、どのように位置づけられているのか。

小学校では3・4年生において初めて「水泳」の文字が学習指導要領に登場し、「楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付ける」ことが目的とされている。中学校でも「記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、泳法を身に付ける」ことを目的とする水泳の授業が学習指導要領で挙げられているが、中学3年生では必修ではなく選択扱いとなっている。ただし、小学校と中学校の水泳に共通するのは、「適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げる」とされており、水泳を実技で取り上げなくてもよいとされている点だ。

スポーツとしての水泳か、水の安全教育か

水泳の授業が学校で行われることのきっかけとしてよく語られるのが、1955年にあった紫雲丸沈没事故である。修学旅行中の子どもたち168名が命を落としたこの事故が、「水難事故防止のための水泳授業」の普及に大きな影響を与えたとされる。

そうであるならば、水泳授業は泳法を身に付け、距離やスピード、フォームを競うのではなく、万が一池や川に落下した場合の自衛策を身に付けさせることに重点を置くべきことになる。つまり泳ぎやすい水着を着た授業よりも、着衣遊泳の授業がメインとなるべきことになるが、着衣遊泳は水泳シーズンが終わるタイミングで行われることが多い。衣服と靴を着用して入水した場合、その後に水質を調整する必要があり、さらには換水が求められることもあるからである。

⇒※民間スポーツ施設や公営プールでも指導員による「水難事故防止のための水泳授業」は可能である。

6割以上が水泳指導に「自信がない」

このように、実際には水着を着て泳げる距離やスピード、フォームを競う水泳授業にほとんどの時間が割かれる。しかし、保健体育科の免許を持つ教員がいる中学校はともかく、小学校の教員は水泳指導ができるほどの専門性が担保されていない。実際に、小学校教員に水泳指導に対しての自信を問うた研究では、「〔自分の指導力に自信があると〕そう思わない」と「あまり思わない」を足した割合が63.1%にも上った。

また、天候に左右されて年にほんの数回しか行われない水泳の授業で子どもたちの泳力はなかなか高まらない。その結果、学校の水泳授業のために、放課後スイミングスクールに通うということがなされる。

はじめに8、

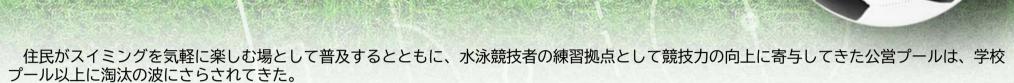
設備管理、水泳指導や監視は大きな負担

文部科学省のスポーツ庁は、毎年「水泳等の事故防止について(通知)」(2023年4月27日)を教育委員会教育長らに対して出し、水泳に伴う事故を防ぐための手立て を講じることを指導している。特に、プールを利用した水泳においては、授業や部活動、プール開放事業等様々な場合に、排水溝に吸い込まれて溺れる事故や飛び込 みスタートに伴う衝突事故などが起こると重大な被害が生じる可能性が高いことから、2007年に文部科学省は国土交通省と連名で「プールの安全標準指針」を発出し、 これにのっとったプールの点検・管理や水泳指導・監視や万が一の場合に関する救護体制の確立を呼び掛けている。

2021年度には学校プールにおける死亡事故が1件、障害が残った事故が4件あった(日本スポーツ振興センター「学校等事故事例検索データベース」)。民間・公営の プールでの事故に比べると件数は少なく思えるかもしれないが、この裏にはおよそ300倍のヒヤリ・ハット事案があるともいわれる。こうした深刻な事故を防ぐために、 専門性が必ずしも担保されていない教職員が日常的にプールの点検・管理をし、細心の注意を払って水泳指導を行っていることも顧みられる必要があるだろう。

このように見てくると、学校のプールに限らず、水泳授業の実施には多くの負担と問題が付きまとっていることがわかる。そして、水泳授業そもそもの教育的意義を 達成することはおよそ簡単ではない。学校のプール、そして水泳は、これから縮小、あるいは部活動と同様に地域移行させていくほかないだろう。

はじめに9、



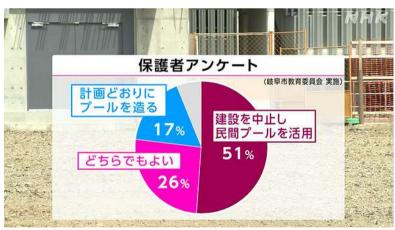
80年代半ば頃から急増した民間プールは、若年層の習い事、競技者の練習拠点、中高年齢層の健康増進というニーズを高めると同時に、公営プールの需要を奪っていった。また、バブル期のリゾート開発と軌を一にして90年代前半に急増したレジャープールは、バブル崩壊とともに供給過多に陥った。加えて、公共施設の管理運営を民間法人に包括的に委任する「指定管理者制度」が2003年に導入されたこと、公共施設の長期的な保全や利活用などを計画的に進めるファシリティマネジメントの取り組みが2000年代半ば頃から本格化したことにより、利用実態の把握やコスト分析などを踏まえた管理運営の健全性が一層求められるようになった。こうした流れを振り返れば、新たな需要を掘り起こせず安定した利用者の確保も困難になり、老朽化が進むにつれて屋外プールの廃止が相次いだのも、無理からぬことと言えよう。

一方で、屋内プールについては、民間プールのない地域では貴重な拠点施設として、民間プールのある地域では競争力を保てている施設が生き残り、活用されているケースが見受けられる。屋外プールが半減するなか、屋内プールは96年調査以降ほぼ横ばい状態にあるというのも、その1つの証であろう。また、公営プールを廃止することになっても、市民がスイミングやスポーツに親しむ環境が損なわれないような工夫がなされている自治体も少なくない。

プールの整備には数十年先を見通しながら、住民の健康増進やスポーツ振興にどのような価値をもたらすのか、具体的な検討が図られなくてはならない。さらに今日的には、学校プールと公営プールを一体的に捉えながら、児童・生徒の教育機会を損ねないように留意し、学校施設の活用ないしは学校施設の外部化を図りつつ、持続可能性を担保することなどを同時に成立させる必要がある。それは、誰のための、何のための施設なのかを見極め、地域の実情を踏まえながら、あらゆる手段を個別に検討し尽くすことでしか達成し得ないだろう。それぞれの地域で真摯な検討が重ねられ、計画的かつ実効的なプール整備が進んでいくことを、役割を終えたプール施設は願わくは新たな地域スポーツの拠点として再生されなければならない。

はじめに⑪、





葛飾区は、学校のプールを新設した場合と民間プールを 活用した場合の費用を比較。学校プールは長寿命化を施し て80年使うと仮定、規模は葛飾区の平均である1校421人と しました。

結果は、民間等のプールを活用すると約260万円コストを 抑えられるという試算でした。 検討のオネースは将来的に学校のプールを廃止し、徐々に

<u>検討のすえ、区は将来的に学校のプールを廃止し、徐々に</u> 学校外に授業を移行すると決めました。

『葛飾区教育委員会 森孝行 学校教育推進担当課長』「プール整備には億単位の費用がかかり、ランニングコストも費用がかかります。一方、プールを使うのは夏場の限られた時期だけ。猛暑や雷雨のときは授業ができないという課題もあります。近年の気象コンディション(猛暑)や、教員の働き方改革、施設の老朽化対策などを考えると、確実に授業ができるほうに限られたお金を投資していくことが、子どもの教育環境にとって大切だと考えています」

はじめに(1)、

【支出↓ダウン】

「トライフットボールフィールド」は、スイミングプールとは違い、水光熱費(電気・ガス・水道・燃料)ランニングコストが大幅に削減できます。まず水道代、ガス代、燃料代はプール設備を停止している為にほぼかかりません。当然電気代(空調、照明)はかかってきますが、プールの水光熱費とは比較になりません。

【売上↑アップ】

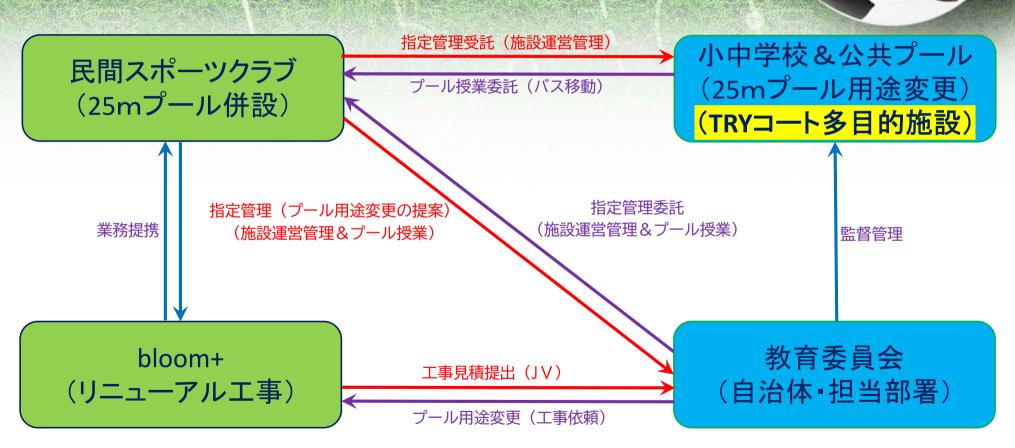
更に、別途で売上が上げられます。

- ①コート使用料 ②チーム会費(会員、ビジター) ③スクール費(年代別) ④スクールユニホーム費
- ⑤別途レッスン費 ⑥その他コートレンタル費
- ※レンタル以外で、スタジオプラグラムや各種研修、セミナー、イベント等も開催できます。

【公営プール】

<u>学校または公共施設においては、使用理由に応じて格安でレンタルする事が可能。同じお金をかけるなら解体</u>ではなく新たな息吹を吹き込み、住民の健康増進やスポーツ振興として持続可能な施設にする事が求められる。

※自治体との連携スキーム①、



Copyright(C) bloom+LLC./Hiroyuki Kato

※自治体との連携スキーム②、

■自治体(学校教育)

- ■民間スポーツクラブ
- ①プール授業受託での売上アップ
- ②TRYコート多目的施設の運営受託での売上アップ
- ③新規事業の発掘と発展
- ④自治体との連携強化
- ⑤データ情報蓄積による会員獲得率のアップ
- ⑥地域密着と連携(災害対応、地域コミュニティ)

•

.

他多数

- ①教職員の負担軽減
- ②安全リスクの軽減
- ③老朽化プールの持続可能な施設への用途変更
- ④解体費用の削減
- ⑤新たな地域コミュニティの創造
- ⑥新たな指定管理事業の確保
- ⑦民間業者との連携強化
- ⑧災害対応の連携と強化

他多数

民間スポーツクラブは、未だコロナの影響から脱却できずにいます。様々な問題を抱えながらも今の現状から脱却するアイデアを官民問わず出し合って連携して進んで行く事が、今後の在り方だと考えます。

このスキームは官民共にウインになれます。そして持続可能です。

会社概要(運営会社)

商 号 株式会社 LOHAS

設 立 2011年12月13日

代表者 中澤文秀

本社 東京都小平市学園東町1-2-33

連絡先 TEL 042-349-3770

URL http://www.tryfoot.com

加盟団体 社団法人日本トライフットボール協会

実績 ①トライフットボールフィールド 一橋学園

東京都小平市学園東町1-2-33

②トライフットボールフィールド 西宮浜

兵庫県西宮市西宮浜1-37

③トライフットボールフィールド 新潟

新潟市東区豊1-1-20 アクシーユタカ 2階

商標・特許 トライフットボール商標登録





会社概要(企画提案・施設工事会社)

商 号 ブルームプラス合同会社

設 立 2016年1月4日

代表者 花等寛将

本社 山形県山形市内表104-7

支店 東京都渋谷区代々木5-38-6

連絡先 TEL 080-5472-7983

URL http://www.bloom-plus.com/

加盟団体 社団法人日本トライフットボール協会

商標・特許 トライフットボール特許取得





特許•商標登録

特許: 2010-272065



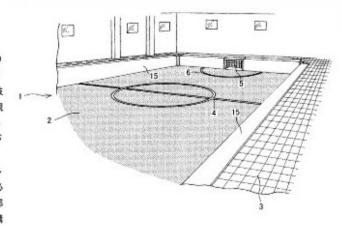
(54) 【発明の名称】トライフットボール競技場

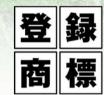
(57)【要約】 (修正有)

【課題】トライフットボール競技場に関し、特に既存のプール等の施設を利用することによって、トライフットボール競技施設を建設する際のコストを抑え、かつ競技の観戦に階段状の観客席等を設けることなく、競技を観戦することができるトライフットボールを楽しむことができるトライフットボールに親しむ機会を与える。

【解決手段】既存の設備を利用したトライフットボール 競技場1であって、競技の観戦位置3より低い位置に必 然的に形成されたコート2の両側に作成されたゴール部 5と、ゴール部5を取り付ける構造体と、コート2を構 成する、上記既存の設備の周囲に設けられた弾性部材1 5とを有する。

【選択図】図1





(190)【発行国・地域】日本国特許庁(JP)

(450) 【発行日】平成23年7月5日(2011.7.5)

【公報種別】商標公報

(111)【登録番号】商標登録第5415231号(T5415231)

(151)【登録日】平成23年6月3日(2011.6.3)

(541)【登録商標(標準文字)】

トライフットボール

(500)【商品及び役務の区分の数】2

(511)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第35類 フットサルに関する商品の販売に関する情報の提供

第41類 フットサル場の提供、フットサルコートの提供、フットサル競技のための運動施設の提供

【国際分類第9版】

(210)【出願番号】商願2010-40835(T2010-40835)

(220) 【出願日】平成22年5月24日(2010.5.24)

(732)【商標権者】

【 識別番号】511067536

【 氏名又は名称】株式会社トライフットボールジャパン

【 住所又は居所】神奈川県横浜市神奈川区栄町1 番地1

【 法区分】平成18年改正

【審査官】熊谷 道夫

(561)【 称呼(参考情報)】トライフットボール、トライ

【 検索用文字商標(参考情報)】トライフットポール

【 類似群コード(参考情報)】

第35類 35B01

第41類 41J01



(1) プールをサッカー場に用途変更

プールの形状をそのまま利用し、壁にはゴムパット施工&ゴール施工、床は人工芝施工、プール周りと天井には防球ネット施工 を施すだけで「トライフットボールフィールド」が完成です。

※壁は独自技術で施工しております。

(2) 省スペース・低コストでサッカー施設運営

プール施設をそのまま再利用する事で、解体コストを削減と最低限の施工内容でフットサルコートが完成します。

(3) プール施設以外でも同仕様のフットサル施設施工が可能

「トライフットボールフィールド」はプールの再利用以外でも空駐車場や様々な空地で施工が可能です。

※規定サイズが必要です。

<u>「トライフットボールは、壁に囲まれサッカーやフットサルよりもさらにコンパクトで、</u> エキサイティングかつオフェンシブなフットボールです。」

(1) 少人数・省スペースでスピーディーなプレーができる

フットサルコートの約2分の1のフィールドでのサッカーです。プールからの用途変更や駐車場、屋上などの省スペースを有効活用することができます。また、フットサルより少ない人数(3~4人制)でプレーすることができるため、「人が足りなくて試合ができない」という可能性が少なくなります。

(2) ボールタッチの機会・運動量・得点のチャンスが多い

ゴールキーパーがいないため、得点の機会が多く短い時間でも豊富な運動量が求められます。少人数でも壁を有効に使うことでパスコースが格段に増え、サッカーの面白さが失われることがありません。サッカーをはじめてから一度もゴールを決めていなかった息子が初めて得点を決めることができた!!という保護者からの声が一番嬉しい言葉です。

(3) 全面が壁に囲まれたフィールドで、常にボールが生きている

ボールが常に生きており、プレーが途切れることがほとんどありません。壁に囲まれていることで外部を遮断できるため練習に集中することでき、ボールがあっちこっちにいくこともないためボールに触れている時間が多く、特に子どものスクールでは、高い技術の向上が見込まれます。

アクチュアルタイム!

アクチュアルタイムとは(アクチュアルプレーイングタイム)、実際にプレーが行われている時間で、試合時間から、ボールがピッチから出たりファウルや得点、選手交代などでプレーが止まった時間を引いたものです。Jリーグの平均は55分前後。つまり、プロの試合でもおおよそ40%はプレーしていない時間であることがわかります。一般にレベルが高くなると、アクチュアルタイムは伸びるといわれています。

トライフットボールは、全面が壁で囲まれたフィールドのため、ボールが常に生きており、プレーが途切れることがほとんどありません。短い時間でも豊富な運動量が求められ、ボールタッチ回数とゴールチャンスが多く、サッカーやフットサルの面白さを失うことなく楽しむことができる競技です。

TRY FOOTBALL FIELD

トライフットボールとは…

『トライ』する回数が最も多いフットボール!

2002年日韓ワールドカップの年。ナイキパークで行われたスコーピオンK、Oが そのモチーフとなっています。フィールドが壁に囲まれていることにより、 よりスピーディーに、よりオフェンシブなゲームをお楽しみいただけます。 「FREE」自由なスタイルで「FRESH」新鮮なプレーを「FUN」何よりも 楽しんでプレイできるフットボール空間です。

壁を利用したトリッキーなブレイも可能

壁を使え!









Jリーガー、元Jリーガーなども多数、このフィールドでブレーしています。 「実にゲーム性の高い面白いコートだね。

もしフラジルにこんなコートがあったらものすごい人気が出る。」

元日本代表FW/呂比須ワグナー氏コメント。(平成16年11月28日来場)

利用者のコメントー例―

- ・ゲームが途切れないから面白い ・たくさんボールに触れる
- ・キーパーがいなくても試合が出来るのが良い ・少人数でも出来る
- ・壁とワンツーで相手を抜く感覚が面白い ・たくさん動ける
- ・得点がたくさん入るから見ていても面白い
- ・体力に自信のながった私でもゴールできたし楽しめました etc

新感覚のフットボールをお楽しみください!

壁とネットに囲まれたコートは様々なプレイヤーの味方となってより楽しめるフット ボールを演出します。

上級者には、よりスピーディでオフェンシブなゲーム展開を。そして壁を利用したプ レーは自由な発想とトリッキーなプレーをより演出します。

ビギナーには、ボールが跳ね返ってくることでプレーが続けられることが最大の利点。 ラインからアウトして相手ボールになる、ということがありません。ちょっとのミスも 壁がカバーしてくれてゲームをスムーズに楽しむことができます。

≪利用した方々の声≫

「ゲームが途切れない」「たくさんボールに触れる」「たくさん動ける」「壁を使って一人 ワンツーできる「「キーパーがいなくて全員フィールドプレイヤー」「ゲームが止まらな いからたくさん動ける」「得点がたくさん入るから見ていても面白い」

比較!

	サイズ (長さ×幅)	面積 (㎡)	ゴール (幅×高さ)	プレイ人数	ゴール キーパー
トライフットボール	幅9m~15m 長さ18m~30m	162 m [†] ~ 450 m [‡]	1.8m × 0.9m	3~4人	無
フットサル	幅18m~25m 長さ38m~42m	684㎡ ∼ 1,050㎡	3m × 2m	5人	有
サッカー	幅64m~75m 長さ100m~110m	6,400㎡ ~ 8,250㎡	7.32m × 2.44m	11人	有

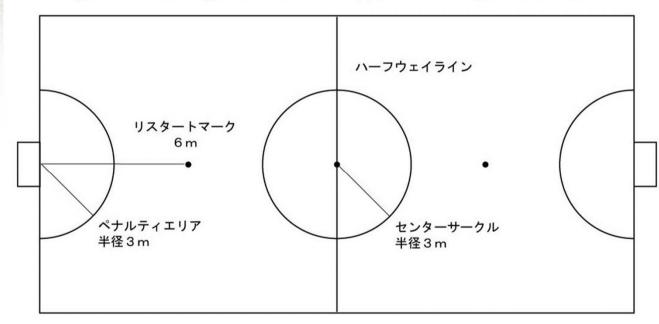
トライフットボールのコートサイズ!

ピッチの大きさ

縦:18~30m 横:9~15m

ゴールの大きさ

高さ: 90cm 幅: 180~200cm



ピッチの四辺は安全な壁で囲まれているものとする。壁の上はネットで囲まれていても良い。 四辺の壁の高さ 90cm~150cm

料金設定(例)

・スクール

	U-4 《50分》	U-6 《50分》	U-8 《60分》	U-10 《70分》	U-12 《70分》	大人 《90分》
定員	18人	16人	16人	16人	16人	9人
年会費	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
月会費	5,000円	5,000円	6,000円	7,000円	7,000円	8,000円

● 施設利用料

	— 般			会 員		
≪30分≫	平日デイタイム	平日ナイトタイム	土日祝終日	平日デイタイム	平日ナイトタイム	土日祝終日
インドアコート	4,000円	5,000円	6,000円	3,000円	4,000円	5,000円
アウトドアコート	3,000円	4,000円	5,000円	2,000円	3,000円	4,000円

コンサルティングメニュー

プロジェクトチームを結成し、施設オープンまでの間、万全の体制を整えます。 コンサルティングメニューは、ご希望に応じてカスタマイズし、お見積もりをいたします。

- (1) **販促・マーケティング・ブランド** エリア分析、顧客分析、競合施設分析、ロゴ、パンフレット、ポスター、スクール生募集広告
- (2) 改修工事 施工業者の仲介、施設全般の設計
- (3) **営業・運営・システム**スクール・施設運営マニュアル、運営書類作成、スポーツ関連用品の斡旋、自動販売機業者、価格設定、労務資料作成ホームページ制作、コート予約システム、会員管理システム、入退室(保護者向け)ナビメール
- (4) 人材紹介施設長、サッカースクールコーチの紹介

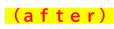
送迎車両管理、コーチ研修、勉強会特許使用料

イメージ画像





(before)



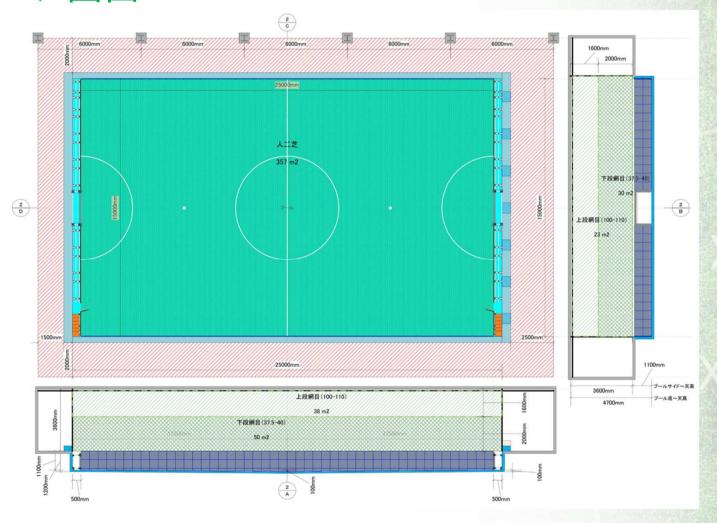








イメージ図面

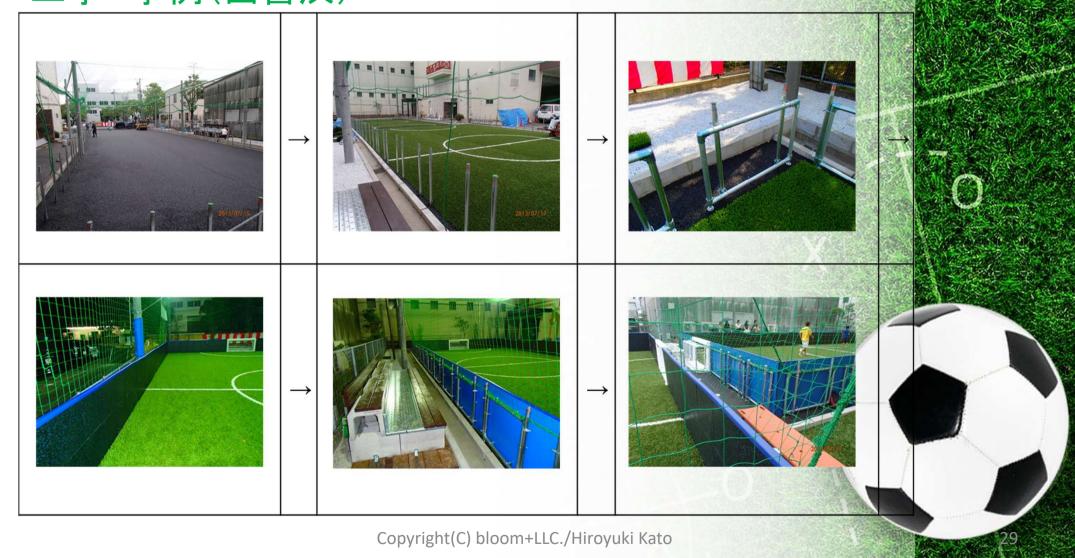




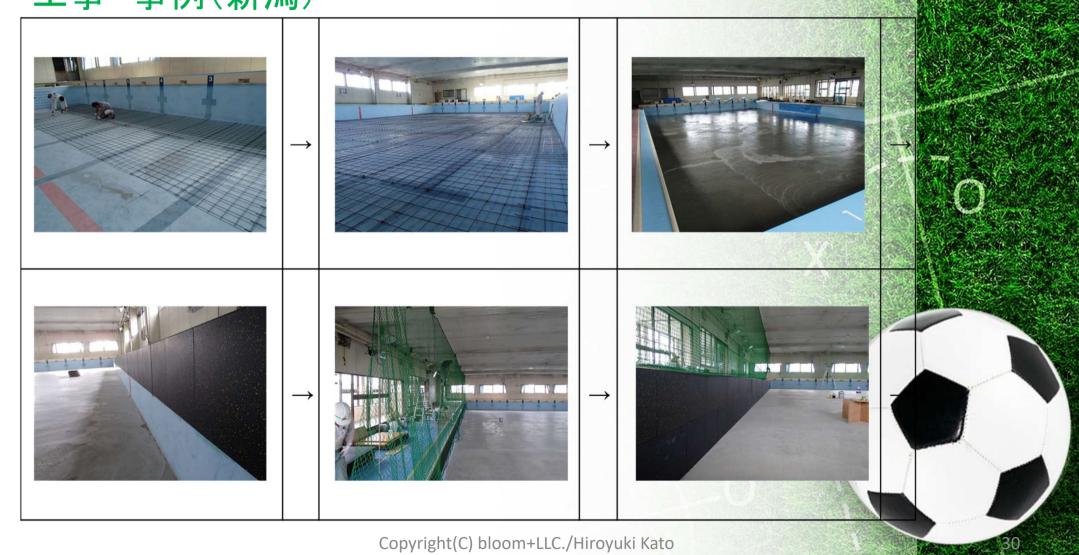
工事 事例(西宮浜)



工事 事例(西宮浜)



工事 事例(新潟)



工事 事例(新潟)



工事 事例(一橋学園 屋外)

















工事 事例(一橋学園 屋外)



















工事 事例(一橋学園 屋内)















Copyright(C) bloom+LLC./Hiroyuki Kato

用途②(3×3バスケットボール)、 上段網目(100-110 ※プールサイズも関係してきますが、人工芝の上にコンパネを 敷き固定して3×3バスケット用コートに変更する事も可能!

用途③、



トライフットボールフィールドは、様々な用途に使用可能です。

学校授業、フットサル教室、スタジオプログラム(体操教室、ヨガ教室)、セミナー、研修場、遊び場、各種イベント、地域コミュニティ施設、学童保育、JA連携での地元野菜販売会、災害時の避難所や物資保管所等々・・・・、用途は多岐にわたります。

地域にプラスとなる用途に変更でき最大限に施設活用でき、時間帯を区切ってコートをレンタルする事で収益も見込めます。

役割を終えたプール施設を新たな地域の拠点として、学校だけの利用だけでなく地域の方々も一緒に有効に使う事のできる施 設に再生する事が大事だと思います。











屋根、







旧屋外プールを<u>「トライフットボールフィールド」</u>に用途変更し、更に<u>「屋根」</u>を付ける事で<u>ありとあらゆる用途に使用可能</u>です。 通年で季節問わず施設利用可能です。

使われなくなったプール(学校、公共施設)が地域住民の健康増進やスポーツ振興に寄与し、その場所が地域コミュニティ、被災時 の避難利用の中核施設の一つとして新たな命が吹き込まれます。

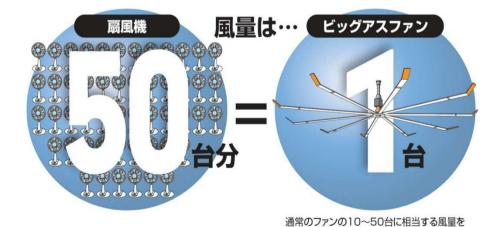
熱中症対策(大型シーリングファン)、

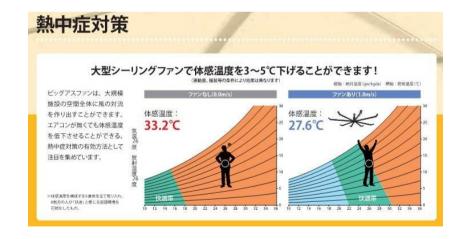






全ての窓を開放すれば非常に快適な空間となります。





熱中症対策として、井部分に大型シーリングファンを設置

する事で室内に風量を注ぎ込みます。

たった1機で

学校授業、















Copyright(C) bloom+LLC./Hiroyuki Kato

各種教室、















Copyright(C) bloom+LLC./Hiroyuki Kato

地域コミュニティー、











災害利用(物資保管場所・避難所)、











「既存プールを用途変更し多目的な施設にする」というプランは、 民間施設、教育施設、公共施設を問わずに当てはめる事のできるプランです。 官民のお互いのデメリットを補え合い、且つ<mark>持続可能</mark>なプランです。

今抱えている様々な問題は今後さらに深まっていきます。 未来を見据えた地域づくりに貢献できるものと考えております。

SUSTAINABLE GOALS































ありがとうございました。

ご不明な部分がございましたら担当までメールまたはご一報ください。

※詳細は WRL 参照 http://www.tryfoot.com

http://www.bloom-plus.com/

「トライフットボールフィールド」に関するお問合せは、都度受け付けております。 施設見学、工事見積、運営コンサルティングなどの詳細はお気軽にご相談ください。

ブルームプラス合同会社 花等寛将



〒990-0877 山形県山形市内表104-7 〒151-0053 東京都渋谷区代々木5-38-6

Email: bloom.planning.kato@gmail.com

TEL:080-5472-7983

FAX:03-6368-5690

Copyright(C) bloom+LLC./Hiroyuki Kato

